

就学支援金の支給が不認定となった方へ

千葉県では、就学支援金の審査の結果「不認定」であったご家庭で、年度の途中で失業・倒産、災害（申請から1年以内）等※により家計が急変した家庭に向けて、授業料の全額または半額の免除が受けられる制度を用意しております。

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象

授業料減免対象

- 火災・風水害等により建物等の大部分が滅失した場合（全焼・全壊・流失）
- 火災・風水害等により建物等に被害を受け、全焼・全壊に至らないが、復旧に相当高度な補修（補強）を必要とする場合（半焼・半壊）
- 風水害等により土地・建物以外の工作物・農作物その他生産手段の物件に被害を受けた場合
- 生活再建にお困りの家庭
（失業、倒産、長期療養（新型コロナウイルス感染症含む）、被災による家計急変等）

必要書類や審査基準等の詳細は
まず学校の事務室までご相談ください。

千葉県教育委員会